

「ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項」(CARP21) 第7版改正案にかかるご意見及び回答

ご意見	回答
<p>5.4.3 記載事項(2) 7行目に記載のある「5%」が絶対値ではなく相対的な値であるならば、相対である旨を明記した方が良いと思います。</p>	<p>本要求事項は拡張不確かさの丸めに関するものですが、拡張不確かさを% (相対拡張不確かさ) 以外の表記方法にて表記する場合は、混乱はないと考えます。また拡張不確かさを%にて表記する場合、一般的な基準 (ほぼ四捨五入に相当する方法) を用い丸めることによりその%の値を5以上低下させるケースはないので、「5%」を絶対値と捉え対応しなければならない事例は発生しません。</p> <p>仮に“5% (相対値)”と記述した場合、逆に拡張不確かさを相対%表記している事業者に混乱を与える恐れがあります。従いまして、原案のままとさせていただきます。</p>
<p>5.4.3 記載事項 (10) 1行目「依頼者」、備考2の1行目「顧客」は同じ表現がよいと思います。JIS Q17025:2018では「顧客」としています。</p>	<p>1行目「依頼者」を「顧客」に変更します。</p>
<p>5.8 計量トレーサビリティ 1行目にあります文書番号の「23」は全角のようですが変更予定の他と同様に半角「23」でもよいと思います。</p>	<p>当該箇所を半角に修正します。</p>
<p>9.認定事業者の遵守事項 ① 3)の1行目に「手引き」とありますが、何が手引きなのかという説明が当該文書では見当たりません。初出の箇所で文書名を明示するのが良いと思います。なお、2行目に記載があります「認定事業者 認定の取得と維持のための手引き様式集 (CARP22)」は名称と文書番号が不整合のようです。1行目の行末以降を ~場合は、「ASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>① (3)を以下のように変更します。</p> <p>“申請事業者及び認定事業者は、認定 (申請) 書類に変更が生じた場合は、「ASNITE 校正事業者認定の取得と維持のための手引き (CARP22)」 (以下、「手引き」という。) に規定する届出が必要な事例及び提出書類を確認のうえ、<del>「認定事業者認定の取得と維持のた</del></p>

引き(CARP22)」(以下「手引き (CARP22)」という。)に規定する届け出が必要な事例及び提出書類を確認のうえ、手引き (CARP22)の様式2「認定申請書等変更届」により届け出ること。としては如何でしょうか。

②4)の3行目に「様式集様式2」とありますが、当該文書で「様式集」の出現は少ないため、手引き (CARP22)の様式2「認定申請書等変更届」を用いて~としては如何でしょうか。

③あわせて「3.引用規格、規程等」に追加するのが良いと思います。

~~めの手引きの様式集 (CARP22)」(以下、「様式集」という。)様式2「認定申請書等変更届」により届出ること。”~~

② (4)を以下のように変更します。

“・・・措置を完了し、様式集手引きの様式2「認定申請書等変更届」を用いて IAJapan へ届出ること。”

③ CARP22 は NITE が発行する指針文書であり、「引用規格、規程等」として記載することは妥当ではないと考えます。

以上